

平成 2 2 年度 第 6 回伊丹市行財政改革推進懇話会

日時：平成 2 2 年 1 1 月 1 8 日（木）

午前 9 時～午前 1 1 時 3 0 分

場所：総合教育センター 3 階 多目的室

会議次第

1 . 開 会

2 . 議 題

(1) 伊丹市行財政改革推進懇話会意見書イメージ（案）について

(2) その他

3 . 閉 会

出席者

(委員)

田中会長

松尾副会長

伊東委員

大森委員

北野委員

田爪委員

波多江委員

(事務局)

川村副市長

阪上理事

平寄理事

松井総合政策部長

肥爪教育管理部長

二宮政策室長

榊村政策室主幹

谷澤人材育成室長

宇谷人事課長

佐藤行政経営課長

開会 午前 9時00分

A委員 お待たせいたしました。定刻になりましたので、これから平成22年度の第6回行財政改革推進懇話会を開催させていただきます。

会長は少し遅れて来られますので、私の方で先に議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より本日の会の開催状況について説明をお願いしたいと思います。

事務局 失礼いたします。本日の開催状況ですが、現在の時点で委員総数7名中5名の出席でございます。伊丹市行財政改革推進懇話会設置要綱第6条の規定に基づき、過半数を超えておりますので、この会は成立いたしますことをお伝えいたします。

また、会長、E委員につきましては所用のため15分程度遅れての出席となります。

本懇話会は、伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき運営いたしますが、その中で会議は公開とすることとなっております。ただし、伊丹市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報が含まれる場合は非公開にできることとなっております。これに伴いまして、本懇話会としての傍聴に関する手続及び遵守事項を適用いたします。

また、本日の傍聴者は2名でございます。

A委員 ありがとうございます。

それでは、初めに、会議録の作成でございますが、前回と同様、出席委員2名の署名をいただくこととなっております。今回は、私とB委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。後日、会議録ができ上がりましたら、事務局の者が伺いますので、署名をよろしくお願いいたします。

早速ですが、配付させていただきました会議次第に従って進めさせていただきたいと思っております。

また、前回懇話会の議題でありました取り組み項目の調書でございますが、各委員より御意見等をいただいておりますので、簡単に事務局より、すべてではなくて、要

点のみでございますけれども、説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局　それでは、本日お配りしました第6回資料2が各委員よりいただきました御意見や御提案について掲載したのになっております。まず1枚目が11月2日にC委員よりメールをいただきました。主にサンシティホールと神津福祉センターの駐車場の有料化、猪名川河川敷の駐車場の有料化、職員駐車場の使用料の徴収について、早急に実施すべきという御意見をいただきました。

続きまして2枚目になります。11月6日にF委員より御意見をいただきました。主に行財政プランの取り組み項目で、積極的な財源について4項目、事務事業の抜本的な見直しについて1項目、効率的・効果的な行財政について3項目、適正な人事管理についての3項目について御意見をいただきました。どのプランにおいても必要なもの、必要でないもの、残していくものをきちんと整理し、シンプルでわかりやすい組織にして、市民も職員も生き生きできる運営をしていってほしいということで御意見をいただきました。

最後に、11月8日にいただきましたB委員の意見ですが、こちらについては平成22年度行財政プラン策定に向けた取り組み項目調書に基づき、徴収率の向上、インターネットオークション、サンシティホールのパイプオルガン、育児ファミリーサポートセンター、花火のあり方、公民館のあり方について御意見いただきました。

次のページに事務局の方からの回答を記載させていただいております。以上でございます。

A委員　この件について何か各委員の皆さんから補足しておきたいことであるとか、その市の回答について聞いておきたいということがございましたら、御発言ください。よろしいですか。特にございませんようでしたら、議題に入らせていただきます。

議題の1番が伊丹市行財政改革推進懇話会意見書イメージ(案)についてというこ

とでございます。ページを1枚、2枚めくっていただきますと、第6回資料1がございますので、ご覧ください。

これは、これまで5回にわたる議論を重ねさせていただいた中で、事務局の方でまとめたものでございます。この場で内容を協議していきたいと思っておりますので、その内容について事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局　　そうでしたら、説明をさせていただきます。

今、A委員がおっしゃられましたように、資料1につきましては、今まで1回から5回までの懇話会の中からさまざまな意見、メールの提案などを取りまとめたものです。そもそもこの意見書ですが、本懇話会から市に対しまして、平成23年度からスタートいたします行財政プランの策定に当たり、ご提言をいただくというもので、それがこの意見書の位置付けになります。その意見書のイメージ(案)が今お手元の資料でございます。

1ページをご覧くださいませでしょうか。大きく2つの組み立てになっております。1つ目につきましては、経過報告、これはそれぞれの懇話会での説明、経過等を記載しております。それから、2つ目につきましては、こちらの方が大きな内容となっておりますが、先ほど申し上げましたように、委員各位の議論、それからメール等で御指摘のあったもの、そういったものを反映した意見の集約となっております。

その意見の集約につきましては、会長ともいろいろと御相談させていただいた上で、大きな6つの項目に分類してございます。1つ目は行政手法について、これは大きな意味合いでこれからの行政について取り組んでいくべき項目としております。それから、2つ目は歳入の確保策について、3つ目は歳出の見直しについてです。4つ目は、第三セクター等の見直しについて、5つ目は、人事・給与制度について、最後に、6つ目はその他ということで、こちらは今まで述べました5項目に当てはまらないものを集約したようなかたちになってございます。

こちらの意見書は、議事録を事務局で確認しながら記載はしておりますが、この内

容について皆様の御確認等をいただけたらと考えてございます。

それから、14ページをご覧下さい。ここからは資料となります。資料につきましては、各委員の名簿をつけさせていただいております。イメージ(案)としてお出ししてございますので、書き方等、例えば会長、副会長でしたら、学部名まで入れさせていただいております。各委員におかれましても、会社名、市民代表、いろいろな書き方があるのですが、このような内容で考えてございます。

その次に、懇話会のそれぞれの経過、議題、資料をつけさせていただいております。この後に、各議題に使用した資料を添付するような形を考えてございます。

申しわけございませんが、6回目の資料につきましては、時間の関係で、この意見書にはすべては反映してございません。後日反映させていただくように考えてございます。以上でございます。

A委員 皆さん一通り目を通しては来ていただいていると思いますけれども、今の意見集約のところについては、事務局の方から意見集約の各項目について、まとめられたポイントを整理していただいた方がいいと思います。ポイント、つまり意見集約の行政手法についてとか、歳入の確保策という項目があります。どういう考え方でまとめられたのかということについて、簡単に中身についてご説明をお願いいたします。

事務局 わかりました。

そうしましたら、6ページから意見集約の項目になっておりますが、まず、6つの項目のうちの1つ目、行政手法についてということで、これについては、会長との調整の中で、指定管理者制度、財政数値目標というのはほかの項目にもそぐわない、その他にも入るべきものではない、市全体として取り組むべき今後の課題であるということから、今後の行政全体にかかわる手法として、指定管理者制度と財政数値目標をお出ししてございます。

それから、大きな、以降5つの柱につきましては、それぞれの懇話会の議題を中心

に項目分けを考え、分類してございます。

まず、これは2回目で御議論頂きました歳入の確保策についてということで、徴収率の向上、それから財源確保、それとそれぞれの特別会計、企業会計の使用料の考え方となります。8ページに移りまして、減免の取り扱いとなります。それから、歳出の見直しということで、これは4回目に御議論をいただいたもので、伊丹市の独自性があるもの、それから費用対効果の観点から赤字が累積している事業などを抽出したものであるということで、各種の公共施設、下水道事業、それと個別の事業といたしまして花火大会、クラフト展、健康手帳等、それぞれの個別事業を上げさせていただいております。

あわせて、4回目に説明させていただきました第三セクター等の見直しについては、歳出の項目と少し意味合いが異なり、これは今後議論を深めていくということで、別枠で組み立てをいたしました。

A委員 ありがとうございます。

それでは、今、事務局からこのイメージ(案)について、概要について御説明をいただきましたけれども、今からその中身について委員の皆様からの御意見、御質問を自由にいただきたいと思っておりますので、御発言をお願いいたします。

B委員 よろしいですか。

中身についてというよりも、書き方ですけれども、時間的なことで事務局の整理上、こういう意見もあった、ああいう意見もあったというまとめ方になっています。例えば反対の意見が出された場合、懇話会の意見として一つにまとめていないところもあったりするのですが、こういう形式で大丈夫ですか。

A委員 どうぞ。

事務局 この意見書といいますのは、行財政プランの策定に当たりまして提言をいただくというもので、広く委員のご意見を反映させていただき、集約させていただくというのが目的になっております。その中で、事務局案というよりも、委員の皆様

方のご意見を集約するというような形をとっております。一定、会長ともお話をさせていただいたのですが、それぞれのご意見を集約させていただいたものが懇話会の意見という位置付けとしておりますので、ご意見を中心に明示する必要があるのではないかとということでこういったイメージ（案）を作成させていただいております。

B委員 ありがとうございます。

A委員 もう少し言うと、行財政プランの本体と懇話会での意見書がどのような関係に位置付けられるかということについて、もう少し御説明いただいた方がいいと思います。

事務局 行財政プランにつきましては、あくまでも市で作成をさせていただくものという位置付けで考えてございます。作成に当たりまして、それぞれ委員から専門的な御意見、また市民としての御意見などさまざまな視点での御意見をいただいたものを行財政プランには反映をさせていただきたいと考えております。ただし、それがすべて反映できるかどうかといいますと、市の特性ですとか、今策定をしております第5次総合計画との調整を図ることになりますので、懇話会の意見書と全く同じものではないと考えております。御意見をそのまま反映させていただけるもの、いただけないものが結果として出てくると考えてございます。

A委員 では、内容としては、行財政プランの中にこの意見書が取り込まれるような関係になるのか、あるいは全く独立したものとして市長に答申されるべきものになるのかということです。つまり、行財政プランの中で何かを廃止しましょうとか、こういうことをやりましょうということを書いたときに、この懇話会の意見に基づいて反映されているというような書きぶりをされるのか。行財政プランはあくまで市として財政としてつくるものであって、内容的には独立したものというふうに位置付けられるのかということなのです。

事務局 属するものとか、相反するものとか、そういったものではなくて、それぞれ独立したものですけれども、懇話会からのご提言、ご意見というものは行財政プ

ランに反映するためにいただいたということから、その考え方については一つの判断材料にはさせていただく、そういった位置付けになります。

事務局　もう少し端的に申し上げます。

結論から申し上げますと、この意見書をいただいた後と市長が策定する行財政プランの形については、必ずしも一致しないところもあるかもしれません。また、一致するところもあるかもしれません。今なぜそういうことを申し上げているかと申しますと、意見書は意見書として忌憚のない御意見をいただきたいというのが、第1回目のときに市長が申し上げたとおりでございまして、まさに忌憚のない御意見をいただけるものと考えております。ただ、一方で、市長が施政方針としております方向性、あるいはその考え方と、いただいております皆様からの忌憚のない御意見というのがそぐわない部分も恐らくあるだろうというところもございまして、そういうところにつきましては、市長が策定する行財政プランにおいては、この懇話会の御意見は踏まえましたが、それについては今実施できないということがあるかもしれません。それについては書いていくのか、あるいはそのまま記述しないで行財政プランという形になるのかということにつきましては、今後、市長と相談をしながら、行財政プランの中で考えていきたいと思っております。ただ、冒頭に戻りますが、この懇話会は、そもそも行財政プランをつくるために、皆様から御意見をいただいておりますので、基本的にはここでいただいた意見は、行財政プランの中には盛り込んでいく形で考えております。

それから、先ほどB委員から御意見がありました書きぶりの話について、特に終わりの話だと思っております。韻の踏み方が、「べきではないか」という方向性を出しているものもあれば、「意見があった」という御紹介に終わっているものもあると、恐らくこの点についての話でないかと思っておりますけれども、ここは我々事務局で書いたときに若干色を出しております。「べきではないか」というような書きぶりが強く出ているところにつきましては、おおむね懇話会のテープを起こした後で確認したとこ

る、大体皆様の御了解をいただけるものでないかというようなイメージでございます。それから、意見があったということに対しましては、大体羅列が多いと思います。いろいろな御意見をいただいたところについてはこういうような意見があったという紹介にするよう、色を出しております。このようなトーンをつけてわかりやすくしておりますが、最終的には意見書の中ではどうしていくのかということにつきましては、委員の各位の御意見をいただき、修正させていただけるところはぜひとも修正意見を出していただければ我々としても幸いと思っております。

会長 ありがとうございます。

まず、遅れまして申しわけございません。まず、お詫び申し上げます。ミーティングの場所、時間を間違えまして申しわけございませんでした。

今、A委員の進行のもとで、この意見書の御説明をいただき、質疑応答されていると思いますが、事務局より最初の説明の受けたときに若干コメントいたしまして、それからかなり修正は加えていただいているので、そういう意味では、最初のそのときよりは多少わかりやすくなったとイメージはしております。その上で、A委員の御議論、B委員の御意見もありまして、この意見書の取り扱いというか、位置付けについて、この意見書は、行財政プランとは異なるということです。行財政プランは市当局の方で責任を持って作られるものであります。そうすると、この懇話会で非常に熱心な議論をしていただいたわけでございますけども、一体どのように反映されるのかというところは非常に気になるころではあります。その辺を確認ということで御議論いただいておりますが、私どもとしては、いろんな幅広い意見があったわけでありまして、それが必ずしも行財政プランに反映されるかどうかということ、すべて反映されないこともあり得るということです。今事務局から御案内いただいておりますが、そういうことを踏まえた上で、ここで行われた議論をできるだけ集約して、12月に行財政プランは作成されるのでしょうか。

事務局 はい。

会長 こういう議論を踏まえながら、最終的に中身を決められるのだと思うのですが、けれども、行財政プランと意見書は別物であるという事務局の説明でありますので、そういう意味では、仮に反映されないにしても、懇話会としてできるだけことは言っておいた方が、また多少厳しい話でも言っていただいた方がいいのではないかとこのう気いたします。そういう目で改めてこの意見書の素案をもう一度見直していただきたいということです。

ですから、今まで既に発言されたことの意見を集約したということもあると思えますし、場合によって言い忘れていたとか、見落としていた観点があるのではないかとこのう気いたします。書かれている内容もさることながら、さらに経済状況も日に日に変わってきているような状況でもありますし、国の施策も、1週間、1カ月たつと方針もかなり変わってきているところもあります。しかし、そうはいつでもやはり中長期的にはこうであるという軸を持たないといけないと思っておりますので、その辺を踏まえながら、ぜひ素案についても加えて御議論いただきたいと思っております。

また、確認であります、個別事業について花火大会や文化施設の取り扱いなど熱心な議論を行いました。その他、幾らか各論の細かい話も例示的に議論させていただいたわけでありまして。しかしながら、前回にA委員も問題提起されておられたと思うのですが、第5回目の追加資料平成22年度行財政プラン策定に向けた取り組み調書については1つ1つを議論したわけではございません。そういう意味では、すべて事業を懇話会で認めたとか、そういうものにはなり得ないと思っております。ですから、意見書で個別の事業についての意見と書かれていますが、確かに議論したことはありますが、それ以外はしていないわけですから、書き方をうまく工夫していただいて、書きぶりをどうするのかということを考えなければいけません。

B委員 よろしいですか。

会長 どうぞ。

B委員　すみません、ここでは出し切れなかった意見をメールで受け取ってくださって、それも反映していただいているということは、時間がない中でありがたいと思います。

意見書は、それで構わないのでしょうかけれども、懇話会は市長に提案するという重みを持つものですから、こういう意見があった、ああいう意見があったという書き方で、懇話会としては大丈夫でしょうか。

意見を絞ろうとすると時間がかかりますし、例えば一つの細かいことについて、意見をたたき合わせても纏まらない場合もあるので、無理とは思いますが、こういう意見があったということが、さらに増えていくわけです。懇話会の場でこれは非常に大事であるというのが決まれば、それはそれでいいと思いますが、色々な委員から意見を聞いて、それを羅列する形と変わりがない感じがして、大丈夫なのかと思います。

会長　そこについては、いろいろな意見があると思いますが、書きぶりだと思います。確かに断定的にもう少し書いた方が、意見書らしくなると思います。皆さん方と御相談をしながら、例えば、あるべきではないかというところを何々するべきであるとか、そういう方向で検討すべきであると書けばより断定的な意味合いが出てまいります。ですから、そこを表現でどういうふうにしていくかというところはさらに議論はしたいと思っております。

あと、このような意見があったということも確かに多く見られるわけではありますが、そこら辺も　という意見があったという書き方ではなくて、例えば事例的に、例えばこういうやり方も一つの案であるとか、やり方であるというような書きぶりをすることによって、もう少し重みが出てくるとも思います。また、事務局としてはできるだけ多くの意見を汲み取りたいということもあると思います。ですから、方向としていいと思いますが、要は表現としてどういうふうにとまとめていくかという作業が必要ではないかという感じがします。

あと、それから組み立てについては、最初、私が見せていただいたときからはかな

り変えていただいているところがあるので、多少わかりやすくなったという気はしておりますが、骨組みについても、これでいいのかどうかというところも皆さんの御意見も伺いたいと思います。

それから、もう一つ言いますと、懇話会の意見は、今策定中の行財政プランに反映できるものは反映するということですが、行財政プランのイメージは、前回示されていたイメージでつくられるということによろしいのですかね。

事務局 第4回目懇話会でお示しさせていただいている体系図に伴って考えております。その体系図については、第3回目の資料で、行財政プランとこの懇話会の意見書の関連図のようなものを一度お示しさせていただいたと思います。それぞれの組み立てについては、相関関係を保ちながら策定を進めております。

会長 すみません確認ですが、実施期間は何年ですか。

事務局 実施期間につきましては、平成23年度から平成27年度の5年間としております。

会長 その場合は、ミクロな話が今回も多いですが、基本的に行財政プランでありますので、マクロ的な5年間の収支のようなものも出てくる予定なのでしょうか。行財政プランというのはどういう中身なのでしょうか。個別の話もいいですけども、要はマクロ的な話も出てくるのでしょうか。

事務局 現在市で市長案としてつくっております行財政プランは、12月20日からパブリックコメントを予定しております。先ほど出ておりました総合計画の前期事業実施計画5カ年計画というものは、次の10年の総合計画は来年からスタートするのですが、前期5カ年間で政策としてこういうようなことをやっていきますという話があります。それに対します財政収支の裏づけ、これを中期財政収支見通しと呼んでおりますけれども、この前期5カ年間で税収がどうなっていくか、それに対して地方債でどれだけカバーするか、交付税でどうなっていくか、結局財源不足がどれくらい出てくるかというような中期収支見通し、経営計画みたいなものですが、これ

が一つ出ます。それから、もう一つが、論文にしたような行財政プランとなります。結局、この期間でこれだけの事業をやるためにはこれだけの不足が出て、これに対してはこういうような財源対策を講じていくというものです。その中においては、御意見いただきましたとおり、人事、組織についてもこのように考えていると書いたようなものをいわゆる行財政プランと呼んでおりますので、狭い意味での行財政プランというのは、今申しました3つ目の話となります。広義的な意味で申しますと、行財政プランというのは、私ども基本的にはこういったセットのものを市としては行財政プランとも呼んでおりますけれども、狭い意味でいけば、この3つを合わせた形で12月の中旬ぐらいにパブリックコメントに出していくようなイメージで考えております。

会長 ありがとうございました。

そうすると、今の話ですと、その5年間の収支がどうなるのかと、どれぐらいの黒字が出るのか赤字が出るのか、あるいは仮に財源不足の場合はどうするのかという、マクロ的な話というのは一つの肝になるわけです。この辺の話というのは、おそらくこの中では財政数値目標などに関係があるのではないかという気がするのですが、少し専門性が高いということもあって、それほど深い議論はしていないのではないかと思います。仮に行財政プランにこの意見を反映していくということであれば、この辺の考え方というのでしょうか、こういうものについてもこの場で議論をした方がいいのではないかと思います。

事務局 第2回目のときに、資料1としてお示しさせていただいたものが、現在の財政収支見通しとなります。本市の中において対外的に出しております財源不足額というのは、こちらの資料でございまして、当時平成21年11月現在で試算しておりますけれども、平成23年度から平成27年度までの間、少ない年でも1億5,000万円程度、多い年になりますと8億6,000万円程度の財源不足が出てくるものと見込まれておりまして、この財源不足をどうしていくかということが、今回の懇話会の中で見直していく点をどうしていこうかと、こういったところの発射台になっ

ているのは今の数字でございます。

会長 ありがとうございました。

ですから、今のお話ですと、そういう試算というか、状況については、おそらく行政当局で、責任持ってされると思いますけれども、大体の流れがある中で、どのような行財政改革、あるいは集中と選択といったことをやっていくのかということはこの懇話会で個別の議論をしているということによろしいのでしょうか。なぜこういうことをお聞きするかというと、要は行財政プランとこの関係が一体どうなのかということによって書き方は変わると思いますので、私たちは何を議論しているのかということの確認をいたしました。金額はわかりませんが、中長期的にいうとかなり財政的に厳しい状況において、行財政運営が余儀なくされるであろうという前提の中で、どのように行財政の運営をしていくのかという意見をこの懇話会から出すということによろしいですか。そういうことについて、この懇話会の意見集約をするということなのでしょうか。

事務局 先ほど会長がおっしゃられましたように、あくまでも懇話会の意見として提言をいただくという位置付けの中で、厳しい意見はありがたいと考えてございます。また、各委員の皆様は、さまざまの立場の方がいらっしゃいますので、それぞれの視点で色々な意見をいただくというのも事務局にとってありがたいことと思っております。一つにまとまるようなご意見でしたら、一つにまとまるものですし、それぞれの違った視点でのご意見でしたら、ばらばらになってしまうのもある程度いたし方ないものと考えております。先ほど御説明しましたとおり、行財政プランは市の事情等に伴って全くそのとおりにできるものもあれば、できないものについても結果として出てくるものと考えてございます。ですから、本当に皆様のお立場の中で考えたことについて、忌憚のない御意見をいただきたいというのが意見書の本来の目的、趣旨と考えてございます。

会長 ありがとうございました。

Ｃ委員　私も一つくらい意見言っておきたいと思います。先ほどから聞いていて、会長もまとめ方に思案されておられるようですけれども、特に個別事業について、たくさん意見を、メール等を通じて出されている印象はあります。私が思うのは、もちろん項目別に個別事業を羅列しておりますけど、何に重みがあるのか、どこに重みがあるのかという重要性はあると思われます。特性要因図というものがあまして、会社では品質管理についてこの原因のためにどんな問題点があるかということで、大きな問題から並べ、それをパーセンテージに常時表しています。例えば問題は２０ありますけれども、そのうちの上から５つの問題を解決することで、７割方は解決できると表していく、それが特性要因図の簡単な説明です。今までいろいろな資料を見ましたが、何か羅列をしているという感じがして、ウエートづけされたものが出てくることによって、市民に対しても訴えやすいと思います。先ほどにも申しあげましたが、例えば問題は２０ある中で、そのうち上から５つの問題でこの問題の７割方は解決できるとなると、この５つの問題を徹底的に追求して改革していくということが必要です。そういう考え方にに基づき、私は会社で仕事をしてきたわけですが、この懇話会においても、そのような考え方が欠けているのではないかと思います。

このメンバーで、会長、それから副会長はこういうこと考える専門家ですからできると思われますが、我々は市民ですからそれぞれ好きなことを述べていますので、懇話会からそういうウエート付けをするのは難しいのではないかと思います。したがって、事務局から、行財政プランとしてまとめている立場から、ウエートづけした資料が出てきたら、我々もそれに対して色々な意見が言えるのではないかと思います。このように個別で資料を出されたら、こちらは何ページも意見を出さないといけなくなるわけで、その一部だけを私はメールで意見させてもらいましたが、そういう意味でこれからのまとめ方において、ウエート付けをぜひ考えていただきたいというのが私の意見でございます。

会長　ありがとうございました。

すみません、今、C委員のウエート付けってというのは、分野的なウエート付けということなのか、何に対するウエート付けですか。例えば福祉などということですか。

C委員 重さです。わかりやすく言ったら、この意見にどの程度の重さがあるのか。個別事業の中でたくさん意見が出た中で、行財政改革をするために、先ほど特定要因図で説明したように、例えば200の問題がある中で、たった10の問題を解決するだけで問題の5割の解決に相当するかもしれません。それは検証しなくてはわからないわけです。そういう意味のウエートを言っているわけです。

会長 そうすると、分野もありますけど、金額などもありますよね。

C委員 金額なのか、これが難しいところです。改革というのは、第一番は金額にあります。その次は市民サービスです。そのようなものが重さの単位になると思います。

会長 ありがとうございます。

D委員 よろしいでしょうか。

会長 はい。

D委員 今話題になっていることは、本来なら最初にするべきではないかと思えます。私はあまり難しく考えてないといえますか、どういう立場なのかというのは、両先生は別にして、我々5人の委員は、市民の中でも違う立場の者であり、別に選挙で選ばれたわけでもなくて、どういう基準か知りませんが、違う立場の者が懇話会で好きなことを議論してくださいということだと思えるのです。だから、原案など、現状の報告は5回の懇話会であって、そのことに対して、色々な立場で色々な意見を議論するということで、我々は意見を言ってきたと思います。ですから、強制力があるわけでも何でもありません。今ウエートというお話がありましたけれども、市長並びに市が行財政プランをまとめる中で、どれくらい重みがあるのかというのは、我々は重いと思って意見を言っている場合がありますが、市のしかるべき方々が重いと思われれば取り入れただけでしようし、一つの意見だと思われることもあると思います。

いい加減にしているわけではないですけれども、そうことについて、我々も難しく考えて意見しているわけではないといえますか、合っているのかどうかは別にして、その場その場の各立場で、思うことを述べてきたというのが現状だと思います。また、それを求めて我々が選ばれているのではないかと思いますし、意見に対して責任をとらなければいけないということであれば、なかなか意見を言うことが難しいと思います。そういうシンプルな考え方です。

会長 ありがとうございました。

事務局 今、D委員から御意見をいただいたとおりでございまして、本市の場合、そもそも今後の中期収支見直しをどう考えていくか、また行財政プランをどのようにつくっていくかという話の中で、実は2つの手法の議論がございました。一つは、市直営で作成し、そのまま議会に説明して終わるという手法であります。もう一つが市直営では気づかないような意見があるのではないかとということで、そういうところについては市民の方々から幅広く意見を盛り込むという手法であります。この2つの案について、財政側の意見として、当初基本的には市直営でいくことを検討するという話がありました。また御意見を踏まえるという中にありまして、いわゆる市民の方々が入っていただく市民公募型にするのか、あるいは経済学や財政学など、専門家の方々を集まっていただく形にするのかということが考えられました。こういう議論がございましたけれども、本市の場合、条例、それからこれまでの議会からの御指摘、市民意識というものの中で、やはり一般の市民の方々の意見を幅広く、市民というのは、最初に冒頭で申し上げたと思いますけど、個人だけでなく法人等も含め、幅広く御意見を踏まえるべきでないかという意見が大多数でございまして。そうした中で、今回、懇話会というような位置付けをし、我々がつくる中でいろんな御意見を賜っていくことでスタートしました。

したがって、今、D委員がおっしゃった通り、基本的に忌憚のない御意見を、はじめからお願いしたいと思っております。

先ほどから重みと意見もありましたが、市長も冒頭のあいさつで申し上げておりましたとおり、基本的にはこの御意見というのをしっかりと踏まえた中で行財政プランを作成していきたいと思います。そういう意味におきましては、我々事務局としても基本的には主としてこれを盛り込ませていただき、行財政プランを策定していきたいと思っております。

会長　　A委員。

A委員　　こちら側に座ったので、意見を申し上げます。

懇話会の目的というのが、このような意見が出たからという行財政プランをつくるときに必要に応じて使ってくださいというようなレベルの意見の羅列か、もう一段それをまとめて、何かこうした方がいいという、やや原理原則論みたいなところの意見を述べるのかということだと思えます。今の段階のこのイメージ(案)だと、意見の羅列のレベルにとどまっていると思えます。だから、もう少し意見をブラッシュアップして、まとめたものを懇話会の意見として出すのかどうかというところです。

例えば、最初の行政手法についても、指定管理者制度と財政数値目標をきちっと実施していこうということですが、最初の指定管理者制度は、基本的には民間でできることは民間に任せるとというのが指定管理者制度の趣旨です。これを原理原則として表現しようすると、たとえば基本的な考え方としては、市役所でしかできない仕事以外は原則、民間に任せるとするような書きぶりをしてもらいたいということです。一般の箱物である施設の指定管理だけではなくて、基本的に市役所の業務の範囲をアウトソーシングも含めて、市役所でしかできないことに絞った方がいいのではないかという書きぶりになるので、そういう意味ではきつい表現になると思えます。

それから、歳入の確保策については、徴税率の向上は、例えば税負担の公平さや公正さを追求すべきだというような考え方をまず上げておいて、そのために徴税率を向上させるという各論というか、項目を上げる方がいいだろうと思えます。

また、新たな財源確保についても、例えば個別の「たみまる」のキャラクターなど

の話が出ているのですけれども、多分ここで書かれていることは、基本的に行政財産や資産を積極的に有効活用することなどによって、歳入に結びつくものは結びつけていくということです。だから、そういう記載があって、それに対する具体的な個別に関する記載として、例えば「たみまる」というのがあれば、広がりが出てきます。そういう書きぶりにした方がいいと思います。

それから、歳出については、唐突に個別の文化施設、スポーツ施設等の公共施設と書いてありますけども、これはファシリティーマネジメントの話をしているわけです。ここについても例えば最初に基本的に市の中長期的な施設の更新や補修計画をきちんと立てて、ファシリティーマネジメントに基づいて施設の統廃合や民間への売却を検討するというような記載があって、具体的な話として文化施設やスポーツ施設についてというような書きぶりになっていれば、基本的な考え方を述べていることになりまので、文化施設、スポーツ施設以外についても話として広がります。そのようにした方がいいと思います。

それから、下水道事業については、これも個別に下水道事業と示されていますが、ここも基本的に地方公営企業法の適用されているところは収支均衡を図るということの基本原則として実施すべきであると言っておいて、下水道事業については現在このような状況であるため、見直すべきであるという話にすればいいと思います。

それから、いたみ花火大会は各論ですけど、この懇話会で話をしたことは、要は今市の実施している事業について必ずしも目的とその手段というか、方法が合っていないところもあるし、工夫次第ではほかのやり方も、ほかの事業と組み合わせて効果的に実施できることもあると思います。ここについては抜本的に今の市の事業の手法を見直しするとか、同じような目的の事業には、部局間が異なっているけども、それぞれ事業の目的に合って、集約してまとめることを検討すべきだと最初に言っておけば、個別の花火の話だけではないということが多分広がりとして言えるのだと思います。

また、後ほど、公営交通の話とか高齢者無料パスの話も公営事業の中で少し出るわ

けですけれども、これについても基本的には市の単独事業は抜本的に見直すというのが最初であり、具体的な例としてこういうものについて個別に検討するという話が出ていけば、広がりも出てくるので、意見を申すというような書きぶりにしようと思えば、今のような書きぶりにした方がいいということです。

会長 ありがとうございました。いかがでしょうか、部長。

事務局 A委員、御意見ありがとうございました。

まさに、そこを一番悩んでいたところございまして、今回の最初のイメージ（案）で出しておりますが、最初、B委員からもありましたとおり、何となく色、トーンがない、ぼやっとしたような形だったのは、実は事務局としても、色をつけずに、基本的にはこれまでの、イメージ（案）ということございまして、とりあえず今の段階でこのような形のたたき台ということで書かせていただきましたので、冒頭申しましたとおり、もっと議論いただきたいと思っております。

今ありました、イメージ（案）が素案という形で事務局が集約をするときに、今のところをどういう色をつけてればいいのかという、2つの大きな議論がありました。ステージの話ですね。一つめは、ステージゼロの段階で、生まれたてのほやほやという状況でございますので、どのステージまで段階を上げていくのかという話については、今ありましたけども、もっと強く言うべきだというご意見、また、この辺あたりについては恐らくこういうところの分野ではなかなかご意見がまとまらないのではないかというのに対してのご意見は多々賜りたいと思っております。

あと、もう一つ、いわゆる個別の話の中に考え方、ベクトルとかスピリッツとか、そういう考え方が今入っていないというお話をいただきました。まさに柱立ての話だと思っておりますので、そういった御意見は重要な御意見だと思っておりますので、素案のような形にバージョンアップしたときには、A委員からいただきました今のそれぞれの柱立ての部分は入れていくような案を素案の中ではつくっていききたいと今の時点では御提案申し上げさせていただきたいと思っております。

会長　　いかがでしょうか。

最終的に意見書をどういうふうな形にするかということに関連すると思うのですが、今回は確かにイメージと書いてあるので、これが何を意味するのかというのはなかなか微妙なところがあります。しかし、意見はあったのですが、やはり原理原則が欠けているというのは、もう一見して明らかなことでして、その辺が多分事務局は意図があって、あえてこうしていると思いつつも、その辺がわからないところもあったので、今、A委員が非常にうまく、いいところを言っていただいたのではないかと考えておるのですが、各論を全部議論するわけではないので、やはりまずこうするということがあって、それを中でこのようなものを取り上げましたという形にした方がいいのではないかと気が私もしております。今非常にA委員にはいい御意見をいただいたのではないかと考えておりますが、ほかの先生はいかがでしょう。

B委員　　すみません、事務局の方で意図があってこのイメージにされたのだったら、非常に賢いなと思いました。A委員の意見に私は賛成です。

会長　　いや、事務局がそこまで考えたかどうか、それはまた別ですよ。

C委員　　私もA委員の意見に大賛成でございます。当然何かをまとめるとなったら、こういうふうに羅列して行うのではなく、やはり最初に基本的な物の考え方、こうしたい、ああしたい、あるいはこういうような意見を出して集約するとか、何かそういうような前書きがあって、中には丁寧な場合は最後に後書きぐらいのこともあるわけですから、後書きでまたさらに締めをすれば、何かそういうようなまとめ方というのが通常ではないでしょうか。

会長　　いかがでしょうか、E委員、もしございましたらお願いいたします。

E委員　　遅れて来て申しわけございません。

今、副会長からいただいた意見については、そうなのかというふうに思います。一つは、ある意味この懇話会を設定した事務局側がどういったアウトプットを望んでいるのかというがあるかとは思いますが、懇話会側としていわゆる意見集ではな

くて意見書ということ考えたときにはそういうような思いといったものもきちっと記載をした上で、そこに個別の意見はこういうものがありますというような形でまとめの方がしっくりいくと思います。できれば、懇話会としてはそういった形にまとめさせてほしいという思いもあるのではないのでしょうか。ただ単に意見をまとめた意見集だけでは何か少しアウトプットとしては物足りないなという思いもありますので、ぜひそういう形でまとめさせていただければというふうには個人的には思います。

会長 ありがとうございます。F委員、いかがでしょうか。

F委員 副会長の意見に賛成で、そういうふうにまとめてもらえたらいいなと思います。

会長 ありがとうございます。D委員、いかがでしょうか。

D委員 いや、そう聞かれると、おっしゃるとおりだと思うのですが、ただちょっと後ろめたさといいますか、個人的に思うのは、それだけきちっとまとめられるだけの、5回ですか、今まで時間的な議論といいますか、できたのかなという若干の後ろめたさがありますけども、羅列だけでは寂しいなと、格好がつかんなという気は当然あります。その辺はどういう形で意見書という形できちっとまとめられるのかというのは事務局の方の力かなと思います。

会長 ありがとうございます。

恐らくここに書かれていることは意見として適切な意見として出されたものだと思うのですが、やはり個別で各論にいきなり入ってきているので、これがどういう意味を持って書かれているのかという原理原則、基本的な考え方が全部落ちていきます。それは今、A委員の御指摘あったとことや、あるいは3回目だったですかね、事業仕分け的な考え方がありました。要は民ができることは民がやるとか、あるいは、フローチャートなど、ああいうものをもっと精査して、文章化すれば、事業を官がやるのか民がやるのか、あるいは官がやる場合でもどういうやり方をやるのかという一つの考え方のメルクマールになると思います。例えばそういうものをもう少し入れ込んで、

基本的にどういうふうに事業というものをやっていくのかという、事業仕分け的な原則みたいなものを、どこかに書き込んだ上で個別事業についてこういう検討がなされたというようなことを書いていけば、仮にここで検討されてない事業があったとしても、そういう考え方に従って今後プランをつくるということにつながると思います。要は原則的な考え方について、どういうふうに事業をやっていくのかということ、やはりいろいろなところに入れ込んでいくということで、このイメージを超えたもう少し意見を集約したような形のものができるのではないかという気はしております。

A委員が最初に言っていた行政手法のところにも、もう一つ原理原則を書いた場合、公営企業に関しても先ほどの収支をできるだけ均衡していくというような原則論がありました。そういうものをまず大きく書いた上で、個別のところを書いていくといけば、かなり体系的なものができるのではないかという気はしております。

いかがでしょうか。

結構個別の議論っておもしろいので、やはりそちらの方へどんどん行って、それももちろん重要な意見だと思いますし、それもぜひ載せていただきたいと思うのですが、必ずしも時間が十分になくて、できていない個別の議論のところもあります。要はそれをカバーできるような、そういう原則論をこの中にはぜひ書きたいという気はしております。

そうすると、骨組みも、例えば最初に行政手法、歳入の確保策、歳出の見直し、第三セクター等の見直し、人事・給与制度、それからその他というような骨組みになっていますけども、こういう骨組みでいいのかどうかですね。

B委員 A委員の中では文章が今すぐ書けるようなイメージができていますよね。

A委員 作文を書くことが仕事ですので、作文はするのですけれど。もう少し話をすると、そもそも財政のことについて考えるというのが何のためにするかという議論も本来やるべきです。つまりどこの町もこの財政に関する計画をつくるわけですが、それぞれの町の財政状況が違いますから、危機的な状態になっていて、ここ

何年かで立て直さないと、再建団体に転落をしてしまうというような自治体から、そういう危機はあるのだけれども、まだ余裕があるような自治体もあります。大体はそういう自治体で、伊丹市の場合も多分そうだと思います。本当に大変な状況で、抜き差しならない状況だったら、このような懇話会を開いている余裕も多分ないはずなので、そういう意味では、危機はあるのだけれども、それに向けてどういう改革ができるかという少し中途半端な状況の中で、ある程度厳しいことを言わなければいけません。だから、中身については削減するとか、そういう話がおそらく行財政プランの中にも出てくるわけですが、何のためにそれをするかという大義の部分をもう少し考えた方がいいと思います。

例えば一つは、伊丹市の場合は新規で投資する余裕がなくなっているということとはこれまで説明をいただいたとおりですが、一方で、新しい総合計画をつくって、来年からそれを推進していこうとしているわけです。だから、その総合計画を効果的に実現しようとする、余裕があるわけではないので、多分資源の再配置というか、その総合計画で重点化しようとしているところに資源をやや特化するとか、選択と集中をある程度、市としてやらなければならないような状況であると思います。その選択にあたる部分は厳しいことを多分していかなければいけなくなるはずで、そのため、ここの位置付けは、そのような総合計画を実現するためには選択と集中が必要で、そのための財源を捻出するためには、一定厳しくやっていかなければならないというような大義が最初に必要であると思います。何のためにこれを行うのか、どのように考えているのかについて、意見をまとめて冒頭に書いていくことも必要であるとは思っています。

会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

事務局 よろしいですか。

会長 はい。

事務局　　今、A委員の方から丁寧な御説明をしていただきましたが、これも、先ほど事務局の方からも申し上げておりますけども、この行財政プランは財政収支見込みを立てて、その中で、今、A委員からございましたように、来年度からスタートいたします第5次総合計画の前期の詳細な事業実施計画をどう進展させていくかと、その事業実施計画と対になってこの行財政プランがあるというふうに御認識をしていただいたらいいと思っております。これから5年間の事業実施計画をどう展開していくのか、そのために今立てております財政収支見込みでは非常に財源不足が見込まれます。その財源をいかに確保していくかということで、これまでの行財政運営のやり方を自らが律するような事実に基づいた行財政運営にしていこうということで、要は歳入をどう確保していくか、あるいは歳出をどう抑制していくか、今それぞれの会計が赤字に瀕しておるといふ部分についてはどう安定を図っていくかということをお場でいろいろ御議論していただいて、その提言、提案を私どもは最大限受けとめて、行財政プランの中で具体化してくために、このような作業をお願いしていると御理解をしていただきたいと思っております。今、A委員がまとめておっしゃっていただいたような方向で提示をしていただければ、それを私どもは第5次の総合計画の実現に向けてその対応を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

会長　　ありがとうございます。

今言っていたことは、まさにそのとおりだと思うのですが、なぜ懇話会で議論するのかという話と、今の財政状況をベースにこの議論をしているというようなことが意見書のどこかにあると、非常につながりはいいと思っております。今、A委員のお話も関連するところだと思うのですが、前段にいきなり行政手法が来ているのですが、その前の段階でなぜこういうことを今議論しなければならないのかというあたりを、前段に少し書いていただいた中で、こういう議論がありましたということにすればストーリーとしては非常にわかりやすいと思っております。なぜこの時期にこういうことをやらなければならないのかという、その辺の説明がないと重みも出てこないと思っております。

ですから、もちろんこちらから提案するという形ですが、その辺の導入部分を説明していただいて、そういうことを踏まえて議論したということが、構成的に冒頭要るのではないのでしょうか。

ということが私の意見ですが、先生の方の御意見をいただければと思います。

F 委員。

F 委員 この書き方であるからかもしれないのですが、何々に「すべきではないか」と書いてあるところは、行政側の意見が強く出ているのではないかと思います。実は裏では進めていることや絶対に実施すると決めていることがあるのではないかと思います。

会長 表現の違いですね。

事務局 すみません、表現についての違いなのですが、「すべきではないか」というところはもう既に進めているとかいうことではないです。あくまでも皆さんの御意見の中ではっきりとこうすべきではないかという御意見が大半を占めたものについては「すべきではないか」という言い方を主に使っております。いろいろな御意見があって集約できない分については、その御意見を削除することもできません。そのため、E 委員がおっしゃられたように、あくまでも現状のイメージ（案）としては意見集のようなかたちになりますので、それぞれの御意見があれば、こういう御意見があったというような書き方をしております。特にそれに伴ってすでに進めているとか、そのようなことはございません。

事務局 少しつけ加えさせていただきますと、途中、第 2 回、3 回目ぐらいのときに私の方から申し上げたかもしれませんが、今、F 委員がお話しされましたように、この中で特にこれは実施していくという方針の強いものはないですかという話について、まず下水道事業につきましては例年 3 億ぐらいの損益赤字が出てきていますので、これを放置すれば平成 23 年度には、早ければ本市は許可団体、これは地方財政法上の許可団体になります。平成 24 年度には夕張市のように、経営健全化団体になると

いうおそれがあるというのは御説明させていただいたとおりでございます。それから、国民健康保険税につきましても、今現在年間約12億円の損益が累積欠損金として出ておりました、これを放置すれば、平成30年度を待たずして、本市は財再建団体に陥る可能性があるとして申し上げさせていただいております。この2つについては、使用料、手数料のところでは申し上げたと思いますが、抜本的かつ早急に実施させていただくように考えております。ただ、その使用料水準については、別途それぞれの専門的な審議会等の中で料金水準を決定していくと思いますが、本市としてはぜひとも取り組んでいきたいと考えております。

それから、11ページ目のところの第三セクター等の見直しの中で、土地開発公社について説明いたしましたが、昨年借りかえしましたけれども、借りるために手数料がかかります。住宅ローンを組むときにも手数料がかかるという説明をしたと思いますが、このような形で土地開発公社に対して抜本的な見直しと、廃止を含めて実施させていただきたいです。ただ、ここにつきましても柱立てがないので、柱立てをしっかりと作り、その柱立てをもとに一応来年度以降特化して、第三セクターにつきましては委員各位に御審議していただきたいと考えております。特に今申しました3つについては喫緊の課題として考えていかなければならないことであり、そこについてはぜひとも実施していきたい、そのような強さがございます。

会長 ありがとうございます。

F委員、よろしいですか。何かありましたら御質問いただければと思います。

この「べきではないか」というのは、市の方も強い思いを持って、こういう方向でいきたいというところがあるのではないですか。

事務局 すみません、少し誤解を生んだかもしれません。

今私が申しましたのは、市としては特にそこを強く考えています。それから、冒頭で申しましたけど、本懇話会を録音したテープを聞いてみますと、ここで書きました「べきでないか」といいますのは、大体皆さんが同じような御意見であったのではな

いかということに対して、「すべきでないか」というような形で出しております。端的に言いますと、多種多彩な御意見がいろいろあるというところに対しては意見があったというように書かせていただいているだけでございまして、これは委員各位のトーンを出しているということでございます。

会長 わかりました。

その他のところに書いてあることでも、参画と協働とか、節減した財源の配分とか、わりとこれは原理原則的なことがその他に入ってきている場合があります。ですから、全体の構成はこれから考えるのだと思うのですが、まず原理原則をどこに書くのか、冒頭かそれともパーツパーツで書くのかなど、いろいろな書き方があると思います。書いてあることはいいと思うのですが、意見集を超えてまとめるということでございますので、もう少し構成を考えていただきたいです。

適時、御意見をいただきたいと思います。

個別の議論についても、伊丹市の花火大会など、確かにホットな議論がありました。これも分量があるわけです。分量的に花火大会が一番重要な案件であるかのようになってしまう。もちろん大事な話であるのだけれども、分量だけでいうと、その辺が大変バランスが悪く、これが一番伊丹市の最重要課題というふうにとられるわけです。だから、もちろん意見集ではあるけれども、先ほどC委員のウエートという話もありましたが、単にスペースと金額とは必ずしも関連性はないと思いますけれども、その辺についてどのようにするかということです。

B委員 これは事務局に書いていただくということになるのですか。

会長 これについては骨組みに関しての御相談になるのですが、委員の中で例えば骨組みを示すということも場合によって可能だと思います。それらについては、A委員は総合計画もやっておられたので、非常に熟知しておられるというところもありますので、骨組みを教えていただくということもあっていいのではないかという気がします。これから作業を集中的にする中で、先生方に御指導をお願いしたいですが、

たびたび集まり議論するほどの時間がないと思います。ある程度の骨組みをA委員に教えていただいたものを参考にさせていただきながら、個別案件を入れることを考えていくことが必要であるという気はいたします。A委員、全く話も詰めずに申し上げてしまいましたけれども、今先生がおっしゃっていただいたようなことを例えば文章に頭の方に入れていただくだけでもかなり違うと思います。どうしても個別の意見を羅列した話になっているから、ストーリーがありません。だから、ストーリーが出てくればもう少し意見書らしくなると思いますので、それは一つの案です。

A委員 例えここで個別に議論したような、花火大会とか伊丹国際クラフト展についても、確かに議論をしたので載せるというのはいいと思います。そのような議論を通じてもっと事業の目的ややり方を精査しなければならない事業がほかにあるに違いないという書きぶりにしていけば、こうした個別の話も発展性があります。また、花火大会自体を廃止せよというところまで、詰めた議論を証拠に基づいてしているわけではないので、そこから得られた知見みたいなことはこうですというような書きぶりにせざるを得ないと思います。

ただ、財政的には単独事業は、県や国のひもつき事業ではなく、伊丹市独自に意思決定ができるため、そうしたものについては費用対効果などやり方をもっと工夫をして、節減できるところは節減することをしていかなければならないというような書き方はできると思います。今は様々な行政サービスをするための財源は、国とか県のひもつき事業が多いですけども、今後は一括交付金ではないですけども、ある程度市の裁量で考えて使用してくださいという枠が増えていくはずですよ。今実施している単独事業や独自事業をうまく資源配分できないようなレベルであれば、一括財源を渡されてもうまく資源配分できないはずですよ。そういうところは今後の方向も見据えて、市自らで費用対効果を見極めて、使うところは使うけど、使わないところは使わないと決めていくような行財政運営をできるようなやり方をしていくべきだというような話はできると思っています。

会長 ありがとうございました。

今のお話は先ほどA委員、最初におっしゃったこととほぼ同じような話で、まず原理原則をどこかに書くということです。それを今回議論してない事業に関しても、類推適用ではないけども、要はそういう考え方で事業の仕分けなり考え方というのをやるべきだということをごどこかに書いておけば、それに従って行財政プランなり個別の事業を組み立てていけばいいということです。やはり原理原則をどこかにきちんと書き込むことが大事だと思います。

A委員 個別事業に集中して書いてしまうと、それに対して、いや、実はこういう実情がありますというような意見がいろいろなところから出てきたときに、何も言えなくなってしまいます。限られた時間の中でよくわからないまま議論しましたというようなことにならないようにしなければいけないので、個別でやめるべきだというような書きぶりはなるべくしないで、そこから検討した知見として、こういうやり方で実施した方がいいのではないかというような書きぶりにした方がいいと思います。花火大会だって楽しみにしている人はいるわけですから、廃止せよと言っているわけではないようにした方がいいと思っています。

会長 ありがとうございます。

ですから、ウエートの問題になります。全く個別事業など例示がなく、原理原則論だけ書くということも味気ない感じがする一方で、個別事業、特定の事業についての存廃に関して確かに議論したけれども、責任持ってそうせよというところまですべて決めているのかということもあるわけです。ですから、その辺は、原理原則を書いた上で、個別についてはこういう意見もあったというように、書き方のバランスになると思います。事務局がこの懇話会で個別事業の存廃について方向づけるということもあったのかもしれませんが、議論をしても、そこまでの権限がこの懇話会にあるかということ、そういうことでもないという気もいたします。今のお話をベースにすれば、むしろ個別事業から出てきた原則論、物事の考え方の原則論、そういうものを書

き込んだ上で、個別ではこういうことも議論したというような、個別議論の例示ぐらいにとどめておく書き方をしていく方がよいと思います。

もしよろしければ、数分休みを入れさせていただいて、あと1時間ほど議論させていただきたいと思います。数分休憩させていただきます。

〔 休 憩 〕

会長 それでは、後半を進めたいと思います。

どなたか御意見ございませんでしょうか。

B委員。

B委員 休憩時間に事務局よりお話を聞かせていただいたのですが、この場に対するいいお考えだったので、個別に聞いたのですがもう一回皆さんにお話ししていただきたいと思います。

会長 では、事務局お願いします。

事務局 懇話会の確認ということだと思いますけれども、特に本市の特徴であります。極めて専門かつ公的な意見もさることながら、市民の方の率直な素朴な御意見というのに対しましては、市長も、また議会からも、この懇話会の中でどのような意見があったのかということに対しましては、ものすごく注目されて、必ず話が出てくるようなところでございます。今回はたまたま学生さんはおられなかったのですが、それぞれの分野での御意見、よくD委員からは企業ではこうであるとか、先ほどもC委員からも企業の中では当然の話であるというような御意見につきましては、強くお聞かせ願いたいと思っております。

今御指名いただいたところを使わせていただいて大変恐縮なのですが、1点、今日の資料の中で誤りがございます。申しわけございません。第6回資料の中の、B委員に対する回答文でございます。7ページでございます。1番、カード支払いの導入予定はないのですかというこの問いの параグラフの下から2行目のところ、最後、収納事務の手間・コストを軽減できますという答弁になっておりますが、手間はいいの

ですけど、コストを軽減というのを、消していただきたいと思います。といいますのは、逆説的に言えば、コストが高いということになるかと思いますが、御参考までに御紹介いたしますと、それぞれ色々な手数料や使用料があって一律ではないのですが、実はカードの支払いについてはまだ検討中ということでカード会社とも打ち合わせをしているというような状況です。システム上はできるような状況になってはいますが、具体的に申しますと、大体、債権額と言ったのがわかりやすいでしょうか、債権額の大体1%ということがカード会社の相場だそうでございますので、例えば固定資産税で10万円の固定資産税であれば1,000円が手数料でかかると、イメージとして思っただければと思います。一応御参考までにいきますと、昨年からコンビニ収納というのを始めました。コンビニ収納は実は50円になっています。コンビニ収納で市の税金払っていただきますと、それは手数料50円かかります。もちろん納付された方が納めておりませんので、市役所から手数料で納めるのが50円です。さらに御参考までに言いますと、郵便局は大体30円です。それから銀行が大体、無料のところもあるのですが、高いところでも10円ということになっておりますので、この手数料自身がいわゆる滞納額の徴収とそれから実際にかかってどれだけメリットあるのかというコスト分析を今やっているところでございまして、積極的に実施できない部分にこの手数料の高さというところにあります。そのような意味で、申しわけございませんが、このコストを軽減できますというところ、消していただき訂正してお願い申し上げます。

D委員 よろしいでしょうか。

会長 はい。

D委員 今、1%、守秘義務契約を結んだので、具体的な数字申し上げるわけにはいかないのですが、1%だったらすごく安いです。

事務局 そうですか。ありがとうございます。恐らく市がそれ以外のところが、今申しました銀行については、それ以上に多分物すごく安い状況です。

D委員　だから、法人ではないということで、クレジットカード会社は相当下げ
てきています。

会長　ありがとうございます。

事務局　おっしゃるとおりでございます。市、これ企業の方のこれもCRSで
あると思うのですけれども、確かに銀行も今申しましたように無料から10円と言
いましたが、大体銀行も普通は振り込み手数料って100円とかですから、確かに民と
民よりは民と官との関係でいわゆる税金関係ということが企業の、各銀行のCRSの
中でも位置付けていただけているのだと思っています。

D委員　ただ、今の件ですけど、確かに手数料はかかるのですけれども、回収し
たものの管理とか、トータル的に考えても、我々民間としては要望があるから使える
ようにしているわけなのです。そういう意味ではこういう官庁関係はそういう考え方
はないとは思うのですけれども、トータル的に現金を管理するということも含めて
1%で合わないということなのではないでしょうか。

事務局　今そこをまさに費用対効果と分析をかけさせていただいております。恐
らく民間ですと5%ぐらいですか。

D委員　いや、そんな払っていませんけど。

事務局　そうですか。

D委員　2%以下ではありますけども。

事務局　そうですか、高いところでしたら5%ともいうふうに伺って、そのと
ころで費用対効果かけさせていただいております。カードの収納代理ということで、
自治法の改正がされておりました、法律上は収納代理機関ということで収納してもら
って、それが会計管理者の方に資金が移るような仕組みはできてはおります。したが
いまして、基本的には現金管理という観点からは、市の場合は窓口を持ち込んできて
いただくことでない限りは、カードも郵便局もコンビニも銀行も基本的には会計管理
者のところに入ってくるまでの資金の流れというのに対しては、いわゆる手間はかか

らないという意味では同じような状況になっております。そうしますと、論点が、先ほど申しました、さらにカードを入れることによって滞納、滞納になりますと滞納間の資金の金利負担も出てまいりますので、金利の入ってくる分だけ資金運用を回せるという論理であれば、その分の期間差益が得られるかどうか。また、今申しました直接的には1%手数料がかかる、これがほかと比較してどうなのかというのは、ちょっと今いろんなストレス与えながら分析しているような状況でございまして、繰り返しになります、シャットアウトはしておりませんが、そんな効果があるかどうか、その辺について分析しているような状況でございます。

会長 ありがとうございました。

前半かなり骨組みも含めてどういうふうに向きをまとめていくのかということになり建設的な意見の交換をさせていただきましたので、それ以外に何か、もし委員の先生方でお気づきのところございましたら、御意見をいただきたいと思います。また、ここに書いてないことでも結構でございますので、前回までで少し言い忘れていた御意見ございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

一つ、先ほどA委員からファシリティーマネジメントという言葉が出てきたのですが、行財政運営というのは単に多分フローだけの話ではなくて、どういうふうに管理していくのかというような話も対象になるという感じがしておりますが、それについての考え方というのでしょうか。要は資産をどういうふうに管理していくのかというようなところは、この中のどこかに入っているのでしょうか。

事務局 今、私どもの方で公共施設全体の検査をいたしております。昭和40年代に建った建物が多くございますので、維持修理についてもかなり費用がかかってきたということも確かです。それと、あと使い方について、単にハードによる補修だけではなく、どのような利用がされているのかといったことを今調査しておりまして、今後どのようなあり方がよいのかというのを考えていこうという作業をいたしておるところでございます。この総合計画では人口は減らないというふうに想定をしております。

すが、次の10年については減少していくのだろうということについて、ハードだけではなくて、今後の有効な使い方というのは考えていくべきではないかという考え方で取り組んでいるというところでございます。

会長　ありがとうございます。

そうすると、この中では文化施設、スポーツ施設等公共施、あるいは共同利用施設の中でそういう施設管理に関する方向性のようなことは多少書かれているとは思いますが、大きな原理原則の中に入ってくるというほどのウエートではないのですか。市役所の中ではどうなのでしょう。もちろん税金を、オールフローで収支を合わせることも大事なのですけれども、ストックの扱い方をどう管理していくかというのがもう少しウエートとして大きくなっていくということではないのですか。要は個別の各論で済む話なのか、全庁的に考えていくような重要な話になってくるのかどうかという、その辺の認識というか感覚を教えてくださいたいです。

事務局　その辺につきまして、今年度、来年度、2カ年かけて実施したいと考えておまして、とりあえず来年度中にはその市全体のそういう公共施設のマネジメント、我々はアセットマネジメントと言っているのですが、白書的なものをつくって、実態はこうですというような、将来予測も含めまして、そういった白書をつくって市民の皆さんにお知らせしたいと考えております。それをもとに、では今後公共施設を、この地区のところには数が多いのではないかとかという問題を抱えておりますけれども、そういったことも素材を提供した上で市民の皆さんにも考えていただいて、役所としても、先ほど言葉出ましたような選択と集中を図っていきたいと考えております。今、会長がおっしゃいました原理原則的なものについては、我々内部では一定素案的なものはつくっておりますので、その辺はまたこちらの事務局として、一定現段階での原理原則的なものはまだ書けるとは思っておりますが、それを素案として一応つくらせていただいて、また皆さん方に御審議いただければと思っております。計画としては2カ年計画で、今年と来年で実施したいと考えております。

会長 ありがとうございます。

そういう資産などについて、行財政プランの中には入ってくるのですか。

事務局 一応入れようかとは思っておりました。今そのような御意見、会長からもいただきましたので、プランの一步手前の意見書の中の、次出てくるべき素案の中では書いてみようと思っております。

会長 その辺、長く書く必要はないと思うのですが、これから多分そういうことが重要になってくると思いますので、その認識あたりは書いておいてもらった方がいいという気はします。

A委員、いかがですか、よろしかったですか。

A委員 はい。

会長 いかがでしょうか、ほかに、もしございましたら。ここに書かれておること以外でも結構でございますので。

C委員 よろしいですか。

会長 はい。

C委員 10ページに一例で健康手帳とあるのですが、ちょっと話を聞きたいのですが、健康に対する云々とあって、最後に希望者制でも十分ではないかとの意見があったということで書いてあるのですが、これ結果的に意見があったということだけで終わるわけではありません。今後どういう形でフォローされるのか、お聞きしたいなと思います。

事務局 ここでは目的とそれに対する目的達成のための効果的な手法が的確に効果的な手法になっているかというような御議論、御意見をいただいたかと記憶しております。これについては、健康手帳を発行する際にこういった意見があった中で何かいい方法は考えられないのかというような意見を原課に投げかけるとともに、先ほど来おっしゃっておられます、そういう考え方、目的達成のために本当にこれが効果的な手法であるのかどうかというような考え方について、ほかの関連事業についても、

それぞれの担当課において見直しの指針になるものと考えております。

〔委員〕 では指針になると考えておりますということで終わりですか。いや、私が言いたいのは、そこまではだれでもできます。そして、各担当課で検討した結果、平成23年から平成27年の期間の例えば今年度は無理だから来年度検討して、そういったものを何らかの形で反映したいとか、あるいは健康手帳を何かのことで変えていきたいとか、何かそういう回答があってしかるべきだと思うわけです。そういったものについては、我々この懇話会の委員にはフォローされないということなのでしょうか。もうそこまでできないと、だから、担当課に話しして検討してくださいで終わるといったことなのでしょうか。

事務局 すみません、お話が具体化というか、細かい話になってしまいますが、お許してください。

この健康手帳につきましては、こういった御意見、目的達成のための効果的な手法というような投げかけを原課の方に、今後考えていくべきではないかというようなお話をさせていただいております。その中で、担当課の方から話がありましたのが、事業実施時に、これは原課サイドでしかわからない理由なのですが、この受け付け方法によって、現在1万人ほどに交付されていますが、その対応が果たして今の職員体制でできるのか、また、電話だけでできるのか、物理的に実行が難しいというような話もありました。こういった意見のある中で、何かいい手法がないかというのは、これは見直しについての課題となっていきますが、今こうするああするというようなことはなかなか原課としては考えにくいというか、即決しにくいというのが現状です。

ほかの事業につきましても、こういった考え方が適用されるものがありますが、それはその都度原課の方に本当にそれが効果的なやり方なのか、市民ニーズを的確に把握しているのかということをも十分検証した上で、それが効果的でないとなれば、これは見直し等をしていかなければならないと思うのですが、それまでの間というのはしばらく手法の検討はどうしても必要になってくると考えております。

C委員 よくわかりました。ただ、あらゆるものがこういう意見であったということで、ここではまとめられているので、それがどういう形でフォローされて、どういう形で改善されていくかというのがもう我々の代ではなく、来年度にまた懇話会があれば次の委員の人たちに話が伝わっていくということなのではないでしょうか。

事務局 今回のC委員の御意見、先ほどから出ている話と基本的に同じ話だと思っております。これについても、最初にその考え方、ベクトルがないというお話とともに、後半についてもその処方せんが今ない状況になっております。イメージ(案)ですから、事務局としては特に意見を踏まえませんでした。本日いただいている御意見が冒頭についてもスピリッツ立てをしていくべきだという御意見とともに、今、C委員からこれに対する、こういうものについてはその処方せん、考え方というものを示していくべきではないかという御意見と承らせていただければ、そういったところについても、ここだけで終わることなく、例えばここについてはこのようなことができるのではないかというような話は案としては盛り込んでいきたいと思っております。

C委員 わかりました。

会長 A委員、今の個別案件の扱い方ですけども、今の方向でよろしいですか。あんまり書き過ぎるとまたかえって縛ってしまうということもあります。ここは難しいところですかね。

C委員 内容を書き過ぎると、むしろこういう形で検討するという格好でいいのではないかと思います。

A委員 健康手帳のような事業は市役所としてこの事業の目的で、何をどこまで目指すのかというのが、そもそも論として明確でなかった可能性があります。したがって、そこを真剣に考えてきたのかという問いかけは必要かと思います。たまたま私は伊丹市の行政評価にかかわってきましたが、実感として、目的や何をどこまで目指すのかが不明確な事業が多くあると思っております。

C委員　私が考えているのは、A委員のおっしゃるとおりのことです。

会長　だから、原理原則のところを主に書いて、例としてこういうことについての議論も行ったというようなことにとどめておくのか、個別案件についてはこういうふうにした方がいいというふうな意見も出たという、そこまで踏み込んで書くのかどうかということです。

事務局　黒子の事務局としてのイメージを確認させていただきたいのですが、今いただきました各委員からのイメージでいきますと、恐らく例えば歳出であれば歳出の頭のところに柱立てを決めまして、そもそもの考え方、大義とベクトル、それからスピリッツについて、しっかりと冒頭に現下の置かれている市の状況と歳出の状況というものをある程度書いていって、それからこのような状況のもと、歳出について以下のようなものについて特に議論を行った結果、次のような意見、あるいは提言があったという形で後をつなげていくのか。あるいは、歳出の最初のところについては軽く総論だけ書いて、あと一つ一つの共同利用施設などの項目については現下このようになっておるといようなことで、その後一つ一つのところで入れていった方がいいのかというような話については事務局でも悩んでおるところです。今、C委員からありましたとおり、健康手帳のような項目は細かすぎる感じになりますが、このあたりは各委員の御意見伺いながら、整理をしていきたいと思っております。

会長　ありがとうございます。

C委員が今おっしゃったことは、ここでもう少し明確に方向を出すべきではないかということですか。

C委員　いや、ここでは無理だろうから、要は担当課の方にフィードバックされて、そこで検討してまたこちらへ返すのだと思いますが、それがどうなって委員の方にフィードバックされるのかというようなことが聞きたかったわけです。

会長　懇話会の中で報告を受けるというのは、なかなか厳しいと思うのですが、個別に先生方にこういうようにしましたということは、すなわちこれはもう市民の

方々にこうしましたということと同じではないですか。

C委員 広報はされないのですか。

事務局 そこについてやり方を検討してみたいと思います。また最後、もう1回ありますので、出し方等につきまして、各委員の御意見、また会長、副会長の御意見等を踏まえて、次回にお答えしたいと思います。

C委員 意見言というものは、意見があったということだけで終わっていたら何のために意見言っているのかわかりません。それが結局フォローされたのかどうかということが聞きたいのが我々の本音です。だから十分検討していただいて、広報できるものなら広報をしていただきたい。要するに市民がわかるような形でしていただけたらいいと思います。

会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

B委員。

B委員 直接的な話ではなくて申しわけないですけれども、歳出の見直しの文化施設、スポーツ施設のところは、ここでは収入の件や維持費など、いろいろな話が出ていたと思います。しかし、意見についてはこの中に入っていますけれども、ほとんどがハードの話がされていて、文化施設についてはボリューム的にハードの意見がメインになっているのが気になりました。

それと、宿題のところでもらった公民館のあり方についてですが、指定管理者制度か、市直営の運営の二者択一の議論になってしましますが、そうではなくて、指定管理者制度でしたら、例えば、5年後には全然違う色合いになってしまうこともあると思います。人件費を減らしながら、それに加えて志は変えないというやり方もあるのではないかとこのことを公民館のあり方について宿題として出させていただいたのですが、これは細かい話ですし、直接書いてほしいという意味ではないのですが、今現在公民館では事業推進委員会というのがあって、その役割をもう少し重きを持たせるような提案をさせていただきました。そのようなことが、色とし

て、その文化施設のあり方のところに全体として少し抜けているような気がしました。

それから、また話はずれて申しわけないのですが、昨日宝塚の文化振興財団の理事長のお話を聞かせてもらった時に、宝塚学検定というのがあることを聞きました。伊丹にもいたみ学検定というのがあるのですが、宝塚の文化振興財団の理事長は、宝塚学検定は観光誘致みたいな、宝塚に興味を持ってもらう、市外の人に結構PRして泊まりに来てもらって、ホテルを利用してもらうとかお店を利用してもらうとか、そういうふうな意味があるそうです。ただ単に市民の活性化だけではなく、何を実施するにもお金が必要になるので、しっかりとお金を落としてもらうことを考えているとおっしゃっていました。伊丹はどうかはわからないのですが、検定といっても、そこに収益を見込むとか、お金を落としてもらう意識をしっかりと持っているところもあると、そのようなことを感じながら話を聞かせてもらいました。

会長 ありがとうございます。

今のご意見で何か、事務局で話がございませうか。

事務局 すみません、B委員の最初の方に質問について、御説明をさせていただけたらと思います。

文化施設、公共施設等につきましては、確かに、最後の二、三行に、今後の運営や有効活用については書かせていただいております。意見の集約には事務局の色を出さないようにはしていたのですが、結果として出てしまったと思っております。申しわけございません。

公民館につきましては、書きぶりを今後考えさせていただきたいと思っております。

今回つけさせていただいているメール等による御提案、御質問についてはまだここに反映できておりません。申しわけございません。

会長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。

E委員 いいですか。

会長 E 委員。

E 委員 先ほど事務局の方からまとめ方で前者、後者に、2種類ほど御提案がありました。多分イメージ的には前者のまとめ方であると私は理解をしています。先ほど話があったように、個別のいろいろな意見については、それぞれいろんな考え方もいらっしゃるし、別にここで何かをやるとかやめるとかいうことを総意として決めたわけではないという理解があります。そのため、まとめ方としては、先ほど言われたようなまとめ方であり、なおかつ今回の懇話会の中のいわゆるこの意見書という中身については、例えばある意味総合計画や行財政プランの中に可能な限り反映をして、それが最終的には市民の目に触れるというような形になっていくと思っています。そういう意味ではこの懇話会における皆さんの意見のアウトプットの集大成のような形になって、最終的に仕上がっていくという理解をしていますが、そういう理解でよろしいですか。

会長 いかがですか。

事務局 ありがとうございます。すみません、事務局としてもそのようなイメージは持っておりました。

会長 いかがでしょうか。

国や県でも、またいわゆる市でもそうだと思うのですが、市議会を開催するとき意見に要約します。それらをカテゴライズして、骨組みを考えて、最終的に成文をつくるということを通常されていると思います。そういう意味からすると、この今日の意見書イメージというのは、意見の整理をとりあえず行いました。それを踏まえて、もう少しストーリーや骨組みについて、あと1回、2回できちっとつくっていくということで、よろしいでしょうか。今日のお話を聞かせていただきますと、今日のイメージというのは、要はこういう意見があったということがある程度整理されていると思うのだけれども、それをこれから、今日の意見を踏まえてもう一度、骨組みも含めて作成していくということによろしいでしょうか。

事務局 はい、その方向でお願いしたいと思っております。残念ながら12月2日が最終ということをごさいますて、事務局の進め方が悪くて大変恐縮でございましたが、先ほど申し上げておりますとおり、12月半ばにはパブリックコメントという形で意見を伺おうと思っておる関係上、次の12月2日が最終回と一応予定をいたしております。このときに、今日いただきました体系図の組み立て方を整理させていただきまして、また、先ほどいただきました御意見を盛り込みながら、早目にメールで送るなり、意見のキャッチボールをさせていただきつつ、次が最終素案、あるいは素案、意見案という形で12月2日にさせていただきたいと思っております。

会長 予算と絡めて、事務局としてもある程度スケジュールを考慮して行わないといけないということで、そういう日程になったと思いますが、そういう意味では、今日はいろんな意見をいただきましたので、早急に作業をしていただき、進めていただきたいです。先生方、いかがでしょうか。今日はいい御意見いただきましたので、こういうことを踏まえて、今から作業をしていただくことになると思います。

あとまだ数分残っておりますので、事務局の作業が円滑に進みますように、できるだけここでいろんな御意見を出していただきたいと思います。

やはりこれを読んでも、原理原則に近い話とすごく細かい話とが、要は混在しています。だからこれをうまく整理していただかないといけないと思います。これからどういうふうに骨組みをたてるのかということは作業として必要かと思えます。

C委員 それは私の言っているウエートでもあるわけです。

会長 だから、あとはA委員がおっしゃったように、原理原則をまず書いていただくということも必要だと思いますし、もっと言うと、それはいきなり行政の手法ということで入ってきておりますので、なぜここで議論しなければいけないということ、前段でぜひ書いていただいた方がいいと思います。そうするとプランに書かれている中身とかなり似てくるかもしれないけれども、そこはそういうものと理解しています。ですから、プランも多分相当詰めて議論されていると思われるのだけれども、

それよりもこちらが先に出るわけだから、まずこっちの方で議論をしていただきたいという感じです。

どうでしょうか、もうかなり時間が迫ってまいりましたので、先生方も思い残すことなく言っていただければと思います。

どうぞ。

B委員　すみません、質問なのですが、前に見せていただきましたこの項目の調書について、担当課意見というのはその事業の担当者が書かれたということによろしいですか。書き方によって違いますけれども、温度差があるような気がします。だから、本当に財政が厳しいから何とかしなければいけないと思っている課と、そんなことを言ってもどうしようという課があるというふうに拝見していて思いました。一丸となって行財政改革していかなければならないということあれば、その辺の職員の意識を統一することが必要であると思いました。

会長　ありがとうございます。

どうでしょう、F委員、何かございますか、御意見。よろしいですか。

A委員、何か最後ございますか。皆さんで共有しながら作業というのは、もう時間が余りないですから、A委員についてはまた個別で案を早目にお伺いして、キャッチボールをできるだけ多くするという事で作業を進めていただいたらどうかと思います。

A委員　あと、例えば人事・給与制度のところは、議論する時間もなくて、人の問題なので、この懇話会でどこまで話ができるかというのは、あと2回なので限界があると思っはいますけれども、例えばこの中でも上下水道の事業を統合して合理化するような話が出ています。したがって、例えば企業会計適用されている外郭団体等の経営の効率化とか合理化というところについても、少し踏み込んで書いておいてもいいのかもしれない。というのは、市民への負担を上げていくということであれば、やはり市としても合理化をやらないと市民は多分納得しないと思います。だから、そ

うした合理化があって初めて市民への負担を求めるといふようなことを考える上では、人事・給与制度についても一定そうした書き方をしているといいと思っています。ただ、この点については余り議論を深くしていないので、どこまで書けるかという問題はあります。

会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

もし意見がないようでしたら、一応2時間半の長丁場でございますので、この辺で第6回目、締めさせていただきますと思います。

あと残すところ、回数が限られてまいりましたので、先生方には次回まで、事務局から以前に増しましていろいろな意見聴取等があるかと思いますが、ぜひ御対応の方よろしく願いいたします。

では、事務局の方から次回の日程の確認をお願いしたいと思います。

事務局 そうしましたら、次回懇話会の日程なのですけれども、12月2日木曜日、午前9時より、こちらと同じ総合教育センター3階多目的室で予定しております。

会長 ありがとうございます。次回12月2日の木曜日の午前9時から、同じ場所でしょうか。

事務局 はい、同じ場所です。

会長 この3階の多目的室で開催いたします。

ですから、今回は素案について、ほぼ最終に近い形での御議論をいただくということでございますので、何とぞよろしく願いしたいと思いますし、事務局の方もあと残すところ10日くらいです。作業の方、大変かと思いますが、委員の皆さん方と頻りにキャッチボールしていただきまして進めていただきたいと思います。

今日は委員の先生方ありがとうございました。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。